

9月定例会

# 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例など12議案を可決・同意・認定



議場風景（9月定例会）

9月定例会には、市長提出議案13件が提出され、継続審議とした1議案を除く12議案をすべて原案のとおり可決・同意・認定しました。

また、議員提出議案2件が提出され、いずれも可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

## 市長提出議案

○行田市手数料条例の一部を改正する条例（原案可決）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が制定され、日本国外で発生した故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対し、国外犯罪被害弔慰金として200万円が、また障害が残った日本国民の被害者本人へは100万円が支給されることとなった。同法第9条では、同弔慰金等の支給を受けようとする者は、被害者またはその遺族の戸籍について、市町村が条例で定めた場合には、無料で交付を受けられると定められているため、これと同様の取り扱いをできるように行田市手数料条例について所要の改正を行うものである。

○行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（原案可決）

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法が改正され、学童保育室の利用対象年齢がおおむね10歳未満から小学生全体へと拡大された。

また、働きながら子育てを行っている世帯の増加などもあり、学童保育に対する需要は年々高まっているが、こうした中、定員に不足が生じている学童保育室もあるため、

昨年4月には児童センター内にみずしる学童保育室を、本年4月には南第一学童保育室を開設した。しかし、今後も利用希望者の増加が見込まれるため、北小学校体育館2階の会議室及び東小学校の余裕教室を活用して新たな学童保育室を設置するものであり、本条例においてその名称及び所在を追加するものである。

**質疑** 新たな東小学校内の学童保育室の設置場所を校門に一番近い家庭科室ではなく、なのはな教室であった教室とした理由は。

**答** 教室を学童保育室に転用するに当たり、改修費用や保護者の送迎を考慮し、まず、校門に近い家庭科室を検討したが、調理台が固定され、ガス管や水道管の設備配管などの移設に多額の改修費用が見込まれたため、家庭科室の隣

にあるこの教室を選定した。

**質疑** なのはな教室が移動した教室には、エアコン設備がないと聞いているが、現状はどうなっているのか。またエアコン設置予定の有無は。

**答** 移動先の教室には、エアコン設備がないため、現在ポータブルエアコンを設置している。また、この教室へは、学童保育室の改修とあわせてエアコンの設置を予定している。

**質疑** 両学童保育室の運営主体の予定はどうなっているか。

**答** 新たな北小学校内の学童保育室は社会福祉協議会へ委託する予定だが、東小学校内の学童保育室は未定である。

なお、委託先の選定に当たっては、学童保育室の運営実績はもとより、事業の継続性や地域性を考慮して検討する。

**補正予算** **補正総額** **9億5095万円余り**

○平成28年度行田市一般会計補正予算（原案可決）

当初予算に計上した各種施策を効率的に推進するための事業の見直し及び新たな事業実施のための所要経費等を措